

# 福岡大学学科履修規程

## 第1章 総 則

第1条 卒業資格を得るための履修は、学則第31条から第34条までの規定及びこの履修規程の定めるところによる。

## 第2章 科目の履修

第2条 (抜粋)

3 経済学部（経済学科、産業経済学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。  
(学則第34条参照)

□ EE 20台：経済学部 経済学科 令和2年度入学生

### 《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学……………	4 単位以上	} 計20単位以上
		社会科学……………	4 単位以上	
		自然科学……………	6 単位以上	
総合系列科目 学修基盤科目				
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語……………	8 単位以上	}
		第2外国語……………		
	保健体育科目……………		4 単位	}
	単位互換科目……………			
(2)専門教育科目	必修科目……………		8 単位	} 計76単位以上
	コース別選択必修科目	自コース選択必修科目(※1)…	12単位以上	
		他コース選択必修科目(※2)		
	コース別選択科目	自コース選択科目(※1)…	20単位以上	
他コース選択科目(※2)(注3)				
	ゼミナール 選択科目……………			}
(3)自由履修単位	共通教育科目			} 計20単位以上
	専門教育科目……………			
	関連教育科目……………			

総計128単位以上

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次											
		授業科目			授業科目			授業科目			授業科目		
		学A	学A	学A	学B	学B	学B	学A	学A	学A	学B	学B	学B
共通教育	総合教養科目	哲倫日西ア人	理本	史学A	哲倫日西ア芸	理本	史学B	論宗東日西芸	理教洋	学A	論宗東日西日	理教洋	学B
		文	学A	学A	文	学B	学B	本	学A	学A	本	学B	学B
		学A	学A	学A	学B	学B	学B	文	学A	学A	文	学B	学B
		学A	学A	学A	学B	学B	学B	学術	学A	学A	学術	学B	学B
	社会科学	法政商教地文	治	学A	法経社教育の原理	済会	学A	日経社地心	本	学A	政商教地文	治	学A
		学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B
		学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B
		学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B
	自然科学	数物新自然	理の地球	学A	基礎自然	数界物	学A	統計マ	入環	学A	物理地球	学A	学A
		学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B	学B
総系列目	学A	学A	学A	学B	学B	学B	学A	学A	学A	学B	学B	学B	
学修基盤目	学A	学A	学A	学B	学B	学B	学A	学A	学A	学B	学B	学B	
		第1年次			第2年次			第3年次			第4年次		
		授業科目			授業科目			授業科目			授業科目		
外国語科目	第1	※フレッシュマン	イングリッシュI	1	※インターメディア	イトイングリッシュI	1	アドバンスト	イングリッシュI	1			
		※フレッシュマン	イングリッシュII	1	※インターメディア	イトイングリッシュII	1	アドバンスト	イングリッシュII	1			
	第2	ドイ	ツ語I	2	ドイ	ツ語II	2						
		ラフ	ラ語I	2	ラフ	ラ語II	2						
		中	中語I	2	中	中語II	2						
		ロ	ロ語I	2	ロ	ロ語II	2						
		ス	ス語I	2	ス	ス語II	2						
		朝	朝語I	2	朝	朝語II	2						
	保健体育科目	※生涯スポーツ	演習I	1	※生涯スポーツ	演習II	1						
	単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目											
必修科目	※ミクロ経済学 4 ※マクロ経済学 4												
専門教育科目	実践経済分析コース	△経	学A	2	△経	学A	2	メカニ	学A	2	数	学A	4
		△経	学B	2	△経	学B	2	メカニ	学B	2	理	学B	4
		△計	学A	2	△計	学A	2	開	学A	2	経	学A	2
		△実	学A	2	△実	学A	2	マ	学A	2	経	学A	2
	応用経済学コース	△財	学A	4	△財	学A	4	計	学A	4	計	学A	4
		△金	学A	4	△金	学A	4	国	学A	4	国	学A	4
		△経	学A	4	△経	学A	4	証	学A	4	証	学A	4
		△労	学A	4	△労	学A	4	券	学A	4	券	学A	4
	社会経済学コース	△社	学A	4	△社	学A	4	会	学A	4	会	学A	4
		△経	学A	4	△経	学A	4	社	学A	4	社	学A	4
ゼミナール	初	年	2	特	演	2	時	演	2	時	演	2	
	日	演	2	基	演	2	事	演	2	事	演	2	
	経	習	2	礎	習	2	経	習	2	経	習	2	
	日	習	2	演	習	2	済	習	2	済	習	2	
選択科目	日	学	2	情	学	2	時	学	2	時	学	2	
	日	論	2	報	論	2	事	論	2	事	論	2	
	日	史	2	社	史	2	経	史	2	経	史	2	
	日	史	2	会	史	2	済	史	2	済	史	2	
	日	史	2	概	史	2	学	史	2	学	史	2	
	日	史	2	論	史	2	各	史	2	各	史	2	
	日	史	2	論	史	2	論	史	2	論	史	2	
	日	史	2	論	史	2	論	史	2	論	史	2	
	日	史	2	論	史	2	論	史	2	論	史	2	
	日	史	2	論	史	2	論	史	2	論	史	2	
日	史	2	論	史	2	論	史	2	論	史	2		
関連教育科目	簿	学	2	計	学	2	債	学	2	債	学	2	
	記	論	2	務	論	2	行	論	2	行	論	2	
	原	法	2	交	法	2	政	法	2	政	法	2	
	入	法	2	保	法	2	務	法	2	務	法	2	
	理	法	2	険	法	2	労	法	2	労	法	2	
	門	法	2	論	法	2	会	法	2	会	法	2	
	論	法	2	論	法	2	社	法	2	社	法	2	
	法	法	2	論	法	2	取	法	2	取	法	2	
	法	法	2	論	法	2	引	法	2	引	法	2	
	法	法	2	論	法	2	決	法	2	決	法	2	
法	法	2	論	法	2	済	法	2	済	法	2		

(注) [ ]内は今年度休講。

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	} 計20単位以上	}	}	
		社会科学…………… 4 単位以上				
		自然科学…………… 6 単位以上				
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	}	}	}	
		第2外国語……………				
		保健体育科目…………… 4 単位				
		単位互換科目……………				
(2)専門教育科目	必修科目	…………… 8 単位	} 20単位以上	}	} 総計128単位以上	
		コース別選択必修科目 { 自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2)				
	コース別選択科目	自コース選択科目(※1)…20単位以上	} 48単位以上			} 計76単位以上
		他コース選択科目(※2)(注3)				
	ゼミナール					
選択科目						
(3)自由履修単位	共通教育科目		} 計20単位以上			
	専門教育科目					
	関連教育科目					

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。



《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上	}	総計128単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上			
	自然科学…………… 6 単位以上				
	総合系列科目				
	学修基盤科目				
	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	8 単位以上		
		第2外国語……………			
	保健体育科目…………… 4 単位				
	単位互換科目……………				
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8 単位		20単位以上	計76単位以上	}
	コース別選択必修科目	自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2)			
	コース別選択科目	自コース選択科目(※1)…20単位以上 他コース選択科目(※2)(注3)	48単位以上		
	ゼミナール				
	選択科目……………				
(3)自由履修単位	共通教育科目		計20単位以上		
	専門教育科目……………				
	関連教育科目……………				

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。



《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次														
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位						
共通教育科目	総合教養科目	人文科学	哲学	学A	2	哲学	学B	2	論理	学A	2	論理	学B	2		
			日本史	学A	2	日本史	学B	2	本教史通	学A	2	本教史通	学B	2		
			東洋史	学A	2	東洋史	学B	2	本教史通	学A	2	本教史通	学B	2		
	社会科学	法政	学A	2	法政	学B	2	日政	学A	2	法政	学A	2	法律	学B	2
		経済	学A	2	経済	学B	2	商政	学A	2	商政	学A	2	政治	学B	2
		社会	学A	2	社会	学B	2	教育	学A	2	教育	学A	2	教育	学B	2
	自然科学	数学	学A	2	基礎	学B	2	統計	学A	2	物理	学A	2	物理	学B	2
		新理	学A	2	自然界	学B	2	生活	学A	2	地球	学A	2	地球	学B	2
		自然	学A	2	ミクロ	学B	2	マクロ	学A	2	自然	学A	2	自然	学B	2
	総合系科目	文化	学A	2	生命	学B	2	国際	学A	2	科学	学A	2	科学	学B	2
学修	現代	学A	2	現代	学B	2	現代	学A	2	現代	学A	2	現代	学B	2	
科目	現代	学A	2	現代	学B	2	現代	学A	2	現代	学A	2	現代	学B	2	
		第1年次			第2年次			第3年次			第4年次					
外国語科目	第1	※フレッシュマン	学A	1	※インターミディエイト	学A	1	アドバンスト	学A	1						
		※フレッシュマン	学A	1	※インターミディエイト	学A	1	アドバンスト	学A	1						
	第2	ドイ	学A	2	ドイ	学A	2									
		ツ	学A	2	ツ	学A	2									
		フ	学A	2	フ	学A	2									
		ラ	学A	2	ラ	学A	2									
		中	学A	2	中	学A	2									
		ロ	学A	2	ロ	学A	2									
		ス	学A	2	ス	学A	2									
		朝	学A	2	朝	学A	2									
保健体育科目	※生涯	学A	1	※生涯	学A	1										
単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目															
専門教育科目	必修科目	※ミクロ	学A	4	※マクロ	学A	4									
		△経済	学A	2	△経済	学A	2	メカニ	学A	2	[数	学A	4	理	学A	4
	△経済	学A	4	△経済	学A	4	メカニ	学A	2	理	学A	4	理	学A	4	
	△計	学A	4	△計	学A	4	メカニ	学A	2	理	学A	4	理	学A	4	
	△厚	学A	2	△厚	学A	2	メカニ	学A	2	理	学A	4	理	学A	4	
	△実	学A	2	△実	学A	2	メカニ	学A	2	理	学A	4	理	学A	4	
	△実	学A	2	△実	学A	2	メカニ	学A	2	理	学A	4	理	学A	4	
	△実	学A	2	△実	学A	2	メカニ	学A	2	理	学A	4	理	学A	4	
	△実	学A	2	△実	学A	2	メカニ	学A	2	理	学A	4	理	学A	4	
	△実	学A	2	△実	学A	2	メカニ	学A	2	理	学A	4	理	学A	4	
応用経済学コース	△財	学A	4	△財	学A	4	国際	学A	4	日	学A	4	日	学A	4	
	△国	学A	4	△国	学A	4	国際	学A	4	日	学A	4	日	学A	4	
社会経済学コース	△社	学A	4	△社	学A	4	国際	学A	4	日	学A	4	日	学A	4	
	△国	学A	4	△国	学A	4	国際	学A	4	日	学A	4	日	学A	4	
ゼミナール	初年	学A	2	特	学A	4	特	学A	4	演	学A	2	演	学A	2	
	年次	学A	2	基	学A	2	基	学A	2	演	学A	2	演	学A	2	
選択科目	経済	学A	4	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2	
	日	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2	
	本	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2	
	経	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2	
	済	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2	
	思	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2	
	想	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2	
	史	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2	
	経	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2	
	済	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2	
学	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
選	学A	4	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
取	学A	4	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
目	学A	4	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
簿	学A	4	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
記	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
営	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
原	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
理	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
門	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
法	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
法	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
入	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
門	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
法	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
法	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
則	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
行	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
列	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
式	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
分	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
積	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
分	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
確	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
率	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
と	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
統	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
計	学A	2	情報	学A	2	時	学A	2	演	学A	2	演	学A	2		
他	他大学の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目															
他	他大学の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目															

(注) [ ]内は今年度休講。

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	} 計20単位以上	}	総計128単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上			
		自然科学…………… 6 単位以上			
(1)共通教育科目	外国語科目	総合系列科目	}	}	}
		学修基盤科目			
		第1外国語…………… 8 単位以上			
(1)共通教育科目	外国語科目	第2外国語…………… 8 単位以上	}	}	}
		保健体育科目…………… 4 単位			
		単位互換科目…………… 4 単位			
(2)専門教育科目	必修科目	…………… 8 単位	}	}	}
		コース別選択必修科目 { 自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2) } 20単位以上			
		コース別選択科目 { 自コース選択科目(※1)…20単位以上 他コース選択科目(※2)(注3) } 48単位以上			
		ゼミナール…………… 48単位以上			
		選択科目…………… 48単位以上			
(3)自由履修単位	共通教育科目…………… 計20単位以上	}	}	}	}
	専門教育科目…………… 計20単位以上				
	関連教育科目…………… 計20単位以上				

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。





《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 6 単位以上	
		総合系列科目 学修基盤科目	
外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	8 単位以上	
	第2外国語		
保健体育科目…………… 4 単位			
単位互換科目			
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8 単位	20単位以上	計76単位以上
	コース別選択必修科目 { 自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2) }		
	コース別選択科目 { 自コース選択科目(※1)…20単位以上 他コース選択科目(※2)(注3) }	48単位以上	
	ゼミナール		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目	計20単位以上	
	専門教育科目		
	関連教育科目		
			総計128単位以上

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。



《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
	自然科学…………… 6 単位以上		
外国語科目	総合系列科目		
	学修基盤科目		
	第1外国語…………… 8 単位以上		
	第2外国語……………		
	保健体育科目…………… 4 単位		
	単位互換科目……………		
(2)専門教育科目	必修科目…………… 12単位	20単位以上	計76単位以上
	コース別選択必修科目 { 自コース選択必修科目(※1)…12単位以上 他コース選択必修科目(※2)		
	コース別選択科目 { 自コース選択科目(※1)…20単位以上 他コース選択科目(※2)(注3)	44単位以上	
	ゼミナール……………		
	選択科目……………		
(3)自由履修単位	共通教育科目……………		
	専門教育科目……………	計20単位以上	
	関連教育科目……………		
			総計128単位以上

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。



《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学……………	4 単位以上	計20単位以上	}	
		社会科学……………	4 単位以上			
		自然科学……………	6 単位以上			
		総合系列科目 学修基盤科目				
外国語科目	第1外国語……………	8 単位以上		}		
	第2外国語……………					
	保健体育科目……………	4 単位		}		
	単位互換科目……………					
(2)専門教育科目	必修科目……………	12単位		計76単位以上	}	
	選択必修科目……………	4 単位以上				
	コース別選択必修科目	自コース選択必修科目(※1)……………	12単位以上			
		他コース選択必修科目(※2)……………	20単位以上			
	コース別選択科目	自コース選択科目(※1)……………	20単位以上			
		他コース選択科目(※2)(注4)……………	40単位以上			
ゼミナール 選択科目……………						
(3)自由履修単位	共通教育科目……………			計20単位以上	}	
	専門教育科目……………					
	関連教育科目……………					

総計128単位以上

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 「選択必修科目」を4単位以上修得した場合、4単位を超えた単位については「コース別選択必修科目」の他コースの単位数とする。

3. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

4. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

5. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。



《年次別授業科目表》（学科履修規程 第4条 別表）

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次												
		授業科目			授業科目			授業科目			授業科目			
		学A	学B	学C	学A	学B	学C	学A	学B	学C	学A	学B	学C	
共通教育科目	総合教養科目	哲倫日東外中入西	理本洋史	通史論学	哲倫日東外中入西	理本洋史	通史論学	論宗本西日西芸	理教通	学論史学術	論宗本西日西芸	理教通	学論史学術	
		法政商教地文	治育理人	学学学学学	法政商教地文	治育理人	学学学学学	日政社教心	本国会概論学	法政社教心	本国会概論学	法政社教心	本国会概論学	
		数物理の学	新自然科	学学学学学	基礎自然界と生物	数物理の学	新自然科	学学学学学	生活環境の学	統計環境の学	生活環境の学	統計環境の学	生活環境の学	
		総合科目	学修科目	学修科目	学修科目	学修科目	学修科目	学修科目	学修科目	学修科目	学修科目	学修科目	学修科目	学修科目
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	※フレッシュマン・イングリッシュII	※フレッシュマン・イングリッシュIII	※フレッシュマン・イングリッシュIV	※インターメディアイト・イングリッシュI	※インターメディアイト・イングリッシュII	※インターメディアイト・イングリッシュIII	※インターメディアイト・イングリッシュIV	アドバンスト・イングリッシュI	アドバンスト・イングリッシュII			
		〔ドイフ〕	〔イララ〕	〔ツラン〕	〔スンス〕	〔ドイフ〕	〔イララ〕	〔ツラン〕	〔スンス〕	〔ドイフ〕	〔イララ〕	〔ツラン〕	〔スンス〕	〔ドイフ〕
	第2	〔中ロシ〕	〔中ロシ〕	〔中ロシ〕	〔中ロシ〕	〔中ロシ〕	〔中ロシ〕	〔中ロシ〕	〔中ロシ〕	〔中ロシ〕	〔中ロシ〕	〔中ロシ〕	〔中ロシ〕	〔中ロシ〕
		〔朝スベ〕	〔朝スベ〕	〔朝スベ〕	〔朝スベ〕	〔朝スベ〕	〔朝スベ〕	〔朝スベ〕	〔朝スベ〕	〔朝スベ〕	〔朝スベ〕	〔朝スベ〕	〔朝スベ〕	〔朝スベ〕
保健体育科目	※生涯スポーツ演習I	※生涯スポーツ演習II		※生涯スポーツ論										
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目													
専門教育科目	必修科目	※経済学入門			※マクロ経済学									
		△日経経済史	△日経経済思想	△日経経済思想	△情報社会と情報倫理	△経済学のための情報処理								
	選択必修科目	△日経経済史	△日経経済思想	△日経経済思想	△情報社会と情報倫理	△経済学のための情報処理								
		△日経経済史	△日経経済思想	△日経経済思想	△情報社会と情報倫理	△経済学のための情報処理								
コース別選択必修科目及び選択科目	実践経済分析コース	△経済学史A	△経済学史B	△経済学数	△統計学	△経済学統計学	△経済学統計学	△経済学統計学	△経済学統計学	△経済学統計学	△経済学統計学	△経済学統計学	△経済学統計学	
	応用経済学コース	△国際経済学	△国際経済学	△国際経済学	△国際経済学	△国際経済学	△国際経済学	△国際経済学	△国際経済学	△国際経済学	△国際経済学	△国際経済学	△国際経済学	
ゼミナール	ゼミナール	特別演習I	特別演習II	特別演習III	特別演習IV	特別演習V	特別演習VI	特別演習VII	特別演習VIII	特別演習IX	特別演習X	特別演習XI	特別演習XII	
	ゼミナール	特別演習I	特別演習II	特別演習III	特別演習IV	特別演習V	特別演習VI	特別演習VII	特別演習VIII	特別演習IX	特別演習X	特別演習XI	特別演習XII	
選択科目	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論E	ベンチャー起業論F	ベンチャー起業論G	ベンチャー起業論H	ベンチャー起業論I	ベンチャー起業論J	ベンチャー起業論K	ベンチャー起業論L	ベンチャー起業論M	
	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論E	ベンチャー起業論F	ベンチャー起業論G	ベンチャー起業論H	ベンチャー起業論I	ベンチャー起業論J	ベンチャー起業論K	ベンチャー起業論L	ベンチャー起業論M	
関連教育科目	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	
	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	
他大学の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目														
他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目														

(注) [ ]内は今年度休講。

《卒業要件》

(1)共通教育科目	{	総合教養科目 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">人文科学……………</td> <td>4 単位以上</td> </tr> <tr> <td>社会科学……………</td> <td>4 単位以上</td> </tr> <tr> <td>自然科学……………</td> <td>6 単位以上</td> </tr> <tr> <td>総合系列科目</td> <td></td> </tr> </table>	人文科学……………	4 単位以上	社会科学……………	4 単位以上	自然科学……………	6 単位以上	総合系列科目		} 計20単位以上	}	総計128単位以上
		人文科学……………	4 単位以上										
		社会科学……………	4 単位以上										
自然科学……………	6 単位以上												
総合系列科目													
外国語科目 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">第1 外国語……………</td> <td>8 単位以上</td> </tr> <tr> <td>第2 外国語</td> <td></td> </tr> </table>	第1 外国語……………	8 単位以上	第2 外国語		} 8 単位以上								
第1 外国語……………	8 単位以上												
第2 外国語													
保健体育科目…………… 4 単位 単位互換科目													
(2)専門教育科目	{	必修科目……………12単位 選択必修科目…………… 4 単位以上	} 20単位以上	} 計76単位以上	}								
		コース別選択必修科目 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">自コース選択必修科目(※1)…</td> <td>12単位以上</td> </tr> <tr> <td>他コース選択必修科目(※2)</td> <td></td> </tr> </table>				自コース選択必修科目(※1)…	12単位以上	他コース選択必修科目(※2)					
		自コース選択必修科目(※1)…	12単位以上										
		他コース選択必修科目(※2)											
		コース別選択科目 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">自コース選択科目(※1)…</td> <td>20単位以上</td> </tr> <tr> <td>他コース選択科目(※2)(注4)</td> <td></td> </tr> </table>	自コース選択科目(※1)…			20単位以上	他コース選択科目(※2)(注4)		} 40単位以上				
自コース選択科目(※1)…	20単位以上												
他コース選択科目(※2)(注4)													
ゼミナール													
選択科目													
(3)自由履修単位	{	共通教育科目	} ……計20単位以上	}	}								
		専門教育科目											
		関連教育科目											

(注) 1. 2 年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 「選択必修科目」を4 単位以上修得した場合、4 単位を超えた単位については「コース別選択必修科目」の他コースの単位数とする。

3. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

4. 他コース（産業経済学科を含む）の「コース別選択科目」は8 単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「コース別選択科目」は4 単位を限度とする。（8 単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

5. 第2 外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》（学科履修規程 第4条 別表）

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次																							
		授業科目			授業科目			授業科目			授業科目														
		学A	学B	学C	学A	学B	学C	学A	学B	学C	学A	学B	学C												
共通教育科目	総合教養科目	哲倫日東外中入西法政商教地文	理本洋史通	学A	2	2	2	哲倫日東外中入西法政商教地文	理本洋史通	学B	2	2	2	論宗本西日西芸	理教史通	学A	2	2	2	論宗本西日西芸	理教史通	学B	2	2	2
		学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2								
		学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2								
		学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2								
	社会科学	法政商教地文	治育理人	学A	2	2	2	法政商教地文	治育理人	学B	2	2	2	日政社教心	本国会概論学	学A	2	2	2	法政社地心	律学概論学	学A	2	2	2
		学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2								
		学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2								
		学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2								
	自然科学	数物理の学	入世観	学A	2	2	2	基礎自然の学	数物理の学	学B	2	2	2	統計環境の学	入世観	学A	2	2	2	物理科学の学	入世観	学A	2	2	2
		学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2								
		学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2								
		学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2								
総合系列科目	[地球環境]	[人口食糧]	学A	2	2	2	[健康と医療]	[生命倫理と医療技術]	学A	2	2	2	[国際化と日本]	[文化と教育]	学A	2	2	2	[アカデミックスキルズゼミ]	[アカデミックスキルズゼミ]	学A	2	2	2	
	学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2									
	学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2									
	学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2									
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	学A	1	1	1	※インターメディアイト・イングリッシュI	学A	1	1	1	アドバンスト・イングリッシュI	学A	1	1	1									
		学A	1	1	1	学B	1	1	1	学A	1	1	1	学B	1	1	1								
		学A	1	1	1	学B	1	1	1	学A	1	1	1	学B	1	1	1								
		学A	1	1	1	学B	1	1	1	学A	1	1	1	学B	1	1	1								
	第2	[ドイツ]	学A	2	2	2	[ドイツ]	学B	2	2	2														
		学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2								
		学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2								
		学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2								
	保健体育科目	※生涯スポーツ演習I	学A	1	1	1	※生涯スポーツ演習II	学A	1	1	1														
		学A	1	1	1	学B	1	1	1	学A	1	1	1	学B	1	1	1								
		学A	1	1	1	学B	1	1	1	学A	1	1	1	学B	1	1	1								
		学A	1	1	1	学B	1	1	1	学A	1	1	1	学B	1	1	1								
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																								
必修科目	※経済学入門	学A	4	4	4	※マクロ経済学	学A	4	4	4															
	学A	4	4	4	学B	4	4	4	学A	4	4	4	学B	4	4	4									
	学A	4	4	4	学B	4	4	4	学A	4	4	4	学B	4	4	4									
	学A	4	4	4	学B	4	4	4	学A	4	4	4	学B	4	4	4									
選択必修科目	△日本経済史	学A	2	2	2																				
	学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2									
	学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2									
	学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2									
専門教育科目	実践経済分析コース	△経済学史A	学A	2	2	2	△経済学史B	学A	2	2	2	開発経済学	学A	2	2	2	情報経済学	学A	2	2	2				
		学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2								
		学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2								
		学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2								
	応用経済学コース	△経済学統計学	学A	4	4	4	△経済学統計学	学A	4	4	4	開発経済学	学A	4	4	4	情報経済学	学A	4	4	4				
		学A	4	4	4	学B	4	4	4	学A	4	4	4	学B	4	4	4								
		学A	4	4	4	学B	4	4	4	学A	4	4	4	学B	4	4	4								
		学A	4	4	4	学B	4	4	4	学A	4	4	4	学B	4	4	4								
	社会経済学コース	△国際経済学	学A	4	4	4	△国際経済学	学A	4	4	4	開発経済学	学A	4	4	4	情報経済学	学A	4	4	4				
		学A	4	4	4	学B	4	4	4	学A	4	4	4	学B	4	4	4								
		学A	4	4	4	学B	4	4	4	学A	4	4	4	学B	4	4	4								
		学A	4	4	4	学B	4	4	4	学A	4	4	4	学B	4	4	4								
ゼミナール	特別演習I	学A	4	4	4	特別演習II	学A	4	4	4	開発経済学	学A	4	4	4	情報経済学	学A	4	4	4					
	学A	4	4	4	学B	4	4	4	学A	4	4	4	学B	4	4	4									
	学A	4	4	4	学B	4	4	4	学A	4	4	4	学B	4	4	4									
	学A	4	4	4	学B	4	4	4	学A	4	4	4	学B	4	4	4									
選択科目	ベンチャー起業論A	学A	4	4	4	ベンチャー起業論B	学A	4	4	4	ベンチャー起業論C	学A	4	4	4	ベンチャー起業論D	学A	4	4	4					
	学A	4	4	4	学B	4	4	4	学A	4	4	4	学B	4	4	4									
	学A	4	4	4	学B	4	4	4	学A	4	4	4	学B	4	4	4									
	学A	4	4	4	学B	4	4	4	学A	4	4	4	学B	4	4	4									
関連教育科目	簿記入門I	学A	2	2	2	簿記入門II	学A	2	2	2	簿記入門III	学A	2	2	2	簿記入門IV	学A	2	2	2					
	学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2									
	学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2									
	学A	2	2	2	学B	2	2	2	学A	2	2	2	学B	2	2	2									
他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目																									
他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																									

(注) [ ]内は今年度休講。

《卒業要件》

(1) 共通教育科目	{	総合教養科目	{	人文科学…………… 4 単位以上	}	計20単位以上
				社会科学…………… 4 単位以上		
				自然科学…………… 6 単位以上		
				総合系列科目		
				学修基盤科目		
				}		
(1) 共通教育科目	{	外国語科目	{	第1外国語…………… 8 単位以上	}	8 単位以上
				第2外国語		
				保健体育科目…………… 4 単位		
				単位互換科目		
				}		
				総計128単位以上		
(2) 専門教育科目	{	必修科目…………… 12 単位	}	計66単位以上		
		選択科目A類			1・2 年次科目…………… 12 単位以上	
					3・4 年次科目…………… 12 単位以上	
		ゼミナール				
		選択科目B類				
経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)						
				}		
(3) 自由履修単位	{	共通教育科目	}	計30単位以上		
		専門教育科目				
		関連教育科目				

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目	
教育科目	科目	学A	学B	学A	学B	学A	学B	学A	学B
		単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位
共通教育科目	総合教養科目	哲倫理学A	哲倫理学B	論宗東日西芸	論宗東日西芸	論宗東日西芸	論宗東日西芸	論宗東日西芸	論宗東日西芸
		西洋史A	西洋史B	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文
		西文の地理学	西文の地理学	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文	本洋文
	社会科学	法政商学A	法政商学B	日経社心	日経社心	日経社心	日経社心	日経社心	日経社心
		政治学A	政治学B	社会学A	社会学B	社会学A	社会学B	社会学A	社会学B
		教育論A	教育論B	教育の原理・課程論	教育の原理・課程論	教育の原理・課程論	教育の原理・課程論	教育の原理・課程論	教育の原理・課程論
	自然科学	数物理の地球環境	数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境
		化学の地球環境	化学の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境
		生物の地球環境	生物の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境
		自然環境学	自然環境学	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境	基礎数物理の地球環境
総合系科目	文化と教育	文化と教育	国際化と日本	国際化と日本	国際化と日本	国際化と日本	国際化と日本	国際化と日本	
学修基盤科目	福大生のためのキャリアデザイン	福大生のためのキャリアデザイン	アカデミックスキルズゼミI	アカデミックスキルズゼミI	アカデミックスキルズゼミII	アカデミックスキルズゼミII	アカデミックスキルズゼミII	アカデミックスキルズゼミII	
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目	
外国語科目	第1	フレッシュマン・イングリッシュI	フレッシュマン・イングリッシュII	フレッシュマン・イングリッシュIII	フレッシュマン・イングリッシュIV	フレッシュマン・イングリッシュI	フレッシュマン・イングリッシュII	フレッシュマン・イングリッシュIII	フレッシュマン・イングリッシュIV
		フレッシュマン・イングリッシュI	フレッシュマン・イングリッシュII	フレッシュマン・イングリッシュIII	フレッシュマン・イングリッシュIV	フレッシュマン・イングリッシュI	フレッシュマン・イングリッシュII	フレッシュマン・イングリッシュIII	フレッシュマン・イングリッシュIV
	第2	ドイツ語I	ドイツ語II	フランス語I	フランス語II	中国語I	中国語II	ロシア語I	ロシア語II
		ドイツ語II	ドイツ語III	フランス語III	フランス語IV	中国語III	中国語IV	ロシア語III	ロシア語IV
		ドイツ語III	ドイツ語IV	フランス語V	フランス語VI	中国語V	中国語VI	ロシア語V	ロシア語VI
		ドイツ語IV	ドイツ語V	フランス語VII	フランス語VIII	中国語VII	中国語VIII	ロシア語VII	ロシア語VIII
		ドイツ語V	ドイツ語VI	フランス語IX	フランス語X	中国語IX	中国語X	ロシア語IX	ロシア語X
		ドイツ語VI	ドイツ語VII	フランス語XI	フランス語XII	中国語XI	中国語XII	ロシア語XI	ロシア語XII
		ドイツ語VII	ドイツ語VIII	フランス語XIII	フランス語XIV	中国語XIII	中国語XIV	ロシア語XIII	ロシア語XIV
		ドイツ語VIII	ドイツ語IX	フランス語XV	フランス語XVI	中国語XV	中国語XVI	ロシア語XV	ロシア語XVI
保健体育科目	※生涯スポーツ演習I	※生涯スポーツ演習II	※生涯スポーツ演習I	※生涯スポーツ演習II	※生涯スポーツ演習I	※生涯スポーツ演習II	※生涯スポーツ演習I	※生涯スポーツ演習II	
単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目								
専門教育科目	必修科目	※情報技術入門	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学
		※基礎数経	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学	※マクロ経済学
	選択科目A類	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D
		ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D
		ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D
		ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D
		ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D
		ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D
		ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D
		ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D
ベンチャー起業論A		ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	
ベンチャー起業論A		ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	
ベンチャー起業論A		ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	
ベンチャー起業論A		ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	
ベンチャー起業論A		ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	
ベンチャー起業論A		ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	
ベンチャー起業論A		ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	ベンチャー起業論C	ベンチャー起業論D	
ゼミナール		初年次演習	基礎演習I	基礎演習II	演習A	演習B	演習C	演習D	演習E
選択科目B類	経済学入門	特別演習I	特別演習II	時事経済論	経済学ワークショップA	経済学ワークショップB	経済学ワークショップC	経済学ワークショップD	
	日本経済論	特別演習I	特別演習II	時事経済論	経済学ワークショップA	経済学ワークショップB	経済学ワークショップC	経済学ワークショップD	
	経済思想史	特別演習I	特別演習II	時事経済論	経済学ワークショップA	経済学ワークショップB	経済学ワークショップC	経済学ワークショップD	
	経済情報社会	特別演習I	特別演習II	時事経済論	経済学ワークショップA	経済学ワークショップB	経済学ワークショップC	経済学ワークショップD	
	経済情報社会	特別演習I	特別演習II	時事経済論	経済学ワークショップA	経済学ワークショップB	経済学ワークショップC	経済学ワークショップD	
	経済情報社会	特別演習I	特別演習II	時事経済論	経済学ワークショップA	経済学ワークショップB	経済学ワークショップC	経済学ワークショップD	
	経済情報社会	特別演習I	特別演習II	時事経済論	経済学ワークショップA	経済学ワークショップB	経済学ワークショップC	経済学ワークショップD	
	経済情報社会	特別演習I	特別演習II	時事経済論	経済学ワークショップA	経済学ワークショップB	経済学ワークショップC	経済学ワークショップD	
	経済情報社会	特別演習I	特別演習II	時事経済論	経済学ワークショップA	経済学ワークショップB	経済学ワークショップC	経済学ワークショップD	
	経済情報社会	特別演習I	特別演習II	時事経済論	経済学ワークショップA	経済学ワークショップB	経済学ワークショップC	経済学ワークショップD	
関連教育科目	簿記原簿	会計学	会計学	債権法	債権法	債権法	債権法	債権法	
	簿記原簿	会計学	会計学	債権法	債権法	債権法	債権法	債権法	
	簿記原簿	会計学	会計学	債権法	債権法	債権法	債権法	債権法	
	簿記原簿	会計学	会計学	債権法	債権法	債権法	債権法	債権法	
	簿記原簿	会計学	会計学	債権法	債権法	債権法	債権法	債権法	
	簿記原簿	会計学	会計学	債権法	債権法	債権法	債権法	債権法	
	簿記原簿	会計学	会計学	債権法	債権法	債権法	債権法	債権法	
	簿記原簿	会計学	会計学	債権法	債権法	債権法	債権法	債権法	
	簿記原簿	会計学	会計学	債権法	債権法	債権法	債権法	債権法	
	簿記原簿	会計学	会計学	債権法	債権法	債権法	債権法	債権法	
他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目 他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目									

(注) [ ]内は今年度休講。



《卒業要件》

(1) 共通教育科目	{	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	}	計20単位以上
			社会科学…………… 4 単位以上		
			自然科学…………… 6 単位以上		
			総合系列科目		
			学修基盤科目		
(1) 共通教育科目	{	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	}	8 単位以上
			第2外国語……………		
			保健体育科目…………… 4 単位		
			単位互換科目……………		
} 総計128単位以上					
(2) 専門教育科目	{	必修科目…………… 12 単位	}	計66単位以上	
		選択科目A類			1・2年次科目…………… 12 単位以上
					3・4年次科目…………… 8 単位以上
		ゼミナール			
		選択科目B類			
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)			
(3) 自由履修単位	{	共通教育科目	}	計30単位以上	
		専門教育科目……………			
		関連教育科目……………			

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。



《卒業要件》

(1) 共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 6 単位以上	
(1) 共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計20単位以上
		第2外国語……………	
		保健体育科目…………… 4 単位	
		単位互換科目……………	
総計128単位以上			
(2) 専門教育科目	必修科目…………… 12 単位	計66単位以上	
	選択科目A類		1・2年次科目…………… 12 単位以上
			3・4年次科目…………… 8 単位以上
	ゼミナール		
	選択科目B類 経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)		
(3) 自由履修単位	共通教育科目	計30単位以上	
	専門教育科目		
	関連教育科目		

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次											
		授業科目			授業科目			授業科目			授業科目		
		学A	学B	学C	学A	学B	学C	学A	学B	学C	学A	学B	学C
共通教育科目	総合教養科目	哲倫日東外中入西	理本洋史	通史論学	哲倫日東外中入西	理本洋史	通史論学	論宗本西日西芸	理教通	学A	論宗本西日西芸	理教通	学B
		法政経社教心	治済会学	育理原学	法政経社地心	治済会学	育理原学	日本国憲法	政治学概論	学A	法政経社地心	政治学概論	学B
	数物理の	入世	門界	基礎	数	学	統計	入	門	学A	数物理の	入世	門界
	総合系列科目	地球環境	文化	教育	生命・健康と医療	現代を生きる	国際化と日本	科学・技術・情報と社会	学A	地球環境	文化	教育	学B
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	※インターメディアイト・イングリッシュⅠ	※インターメディアイト・イングリッシュⅡ	※インターメディアイト・イングリッシュⅢ	※インターメディアイト・イングリッシュⅣ	※海外英語研修	アドバンスト・イングリッシュⅠ	アドバンスト・イングリッシュⅡ	
	第2	[ドイ ツ 語 I A]	[ドイ ツ 語 I B]	[フ ラ ンス 語 I A]	[フ ラ ンス 語 I B]	[中 国 語 I A]	[中 国 語 I B]	[ロ シ ア 語 I A]	[ロ シ ア 語 I B]	[ス ペ イ ン 語 I A]	[ス ペ イ ン 語 I B]	[朝 鮮 語 I A]	[朝 鮮 語 I B]
専門教育科目	必修科目	※情報技術入門	※基礎数理入門	※ミクロ経済学		※マクロ経済学							
	選択科目A類	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	産業ケーススタディA	産業ケーススタディB	[産業ケーススタディC]	[産業ケーススタディD]	ベンチャーインターシップA	ベンチャーインターシップB	ベンチャーインターシップC	ベンチャーインターシップD
関連教育科目	ゼミナール	初年次演習				基礎演習Ⅰ	基礎演習Ⅱ			演習Ⅰ	演習Ⅱ	演習Ⅲ	演習Ⅳ
	選択科目B類	経済学入門	日本経済論	経済思想史	経済情報社会	海外研究者特別講義A	海外研究者特別講義B	[海外研究者特別講義C]	[海外研究者特別講義D]	インターンシップA	インターンシップB	インターンシップC	インターンシップD

(注) [ ] 内は今年度休講。

《卒業要件》

(1)共通教育科目	{	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	}	計20単位以上
			社会科学…………… 4 単位以上		
			自然科学…………… 6 単位以上		
			総合系列科目		
			学修基盤科目		
(1)共通教育科目	{	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	}	8 単位以上
			第2外国語……………		
			保健体育科目…………… 4 単位		
			単位互換科目……………		
} 総計128単位以上					
(2)専門教育科目	{	必修科目……………12単位	}	計66単位以上	
		選択科目A類			1・2年次科目……………12単位以上
					3・4年次科目…………… 8 単位以上
		ゼミナール			
		選択科目B類			
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)			
(3)自由履修単位	{	共通教育科目	}	計30単位以上	
		専門教育科目……………			
		関連教育科目……………			

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。





《卒業要件》

(1)共通教育科目	{	総合教養科目 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>人文科学……………</td> <td>4 単位以上</td> </tr> <tr> <td>社会科学……………</td> <td>4 単位以上</td> </tr> <tr> <td>自然科学……………</td> <td>6 単位以上</td> </tr> <tr> <td>総合系列科目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学修基盤科目</td> <td></td> </tr> </table>	人文科学……………	4 単位以上	社会科学……………	4 単位以上	自然科学……………	6 単位以上	総合系列科目		学修基盤科目		} 計20単位以上	}	総計128単位以上
		人文科学……………	4 単位以上												
		社会科学……………	4 単位以上												
自然科学……………	6 単位以上														
総合系列科目															
学修基盤科目															
外国語科目 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>第1外国語……………</td> <td>8 単位以上</td> </tr> <tr> <td>第2外国語……………</td> <td></td> </tr> </table>	第1外国語……………	8 単位以上	第2外国語……………		} 8 単位以上										
第1外国語……………	8 単位以上														
第2外国語……………															
保健体育科目…………… 4 単位 単位互換科目	} 4 単位														
(2)専門教育科目	{	必修科目……………12単位	} 計66単位以上	}	}										
		選択科目A類 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td>1・2年次科目……………</td> <td>12単位以上</td> </tr> <tr> <td>3・4年次科目……………</td> <td>8 単位以上</td> </tr> </table>				1・2年次科目……………	12単位以上	3・4年次科目……………	8 単位以上	} 計66単位以上					
		1・2年次科目……………				12単位以上									
		3・4年次科目……………				8 単位以上									
		ゼミナール				}									
選択科目B類	}														
経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)		}													
(3)自由履修単位 {			} 計30単位以上												
共通教育科目				}											
専門教育科目	}														
関連教育科目		}													

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次																
		授業科目				授業科目				授業科目				授業科目				
共通教育科目	総合教養科目	哲倫日東外中入西	理本洋史	学A	2	哲倫日東外中入西	理本洋史	学B	2	論宗日西日西芸	理本洋文	学A	2	論宗日西日西芸	理本洋文	学B	2	
		国文	通史	学A	2	国文	通史	学B	2	本洋文	通史	学A	2	本洋文	通史	学B	2	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	※フレッシュマン・イングリッシュII	※フレッシュマン・イングリッシュIII	※フレッシュマン・イングリッシュIV	※インターメディアイト・イングリッシュI	※インターメディアイト・イングリッシュII	※インターメディアイト・イングリッシュIII	※インターメディアイト・イングリッシュIV	アドバンスト・イングリッシュI				アドバンスト・イングリッシュII				
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
専門教育科目	選択科目A類	ベンチャー起業論A	ベンチャー起業論B	[ベンチャー起業論C]	[ベンチャー起業論D]	産業戦略論A	産業戦略論B	[産業戦略論C]	[産業戦略論D]	地域経済学入門	地域イノベーション演習A	地域イノベーション演習B	地域イノベーション演習C	地域イノベーション演習D	地域イノベーション演習E	地域イノベーション演習F	地域イノベーション演習G	地域イノベーション演習H
		4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
専門教育科目	選択科目B類	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門	簿記入門
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
保健体育科目		※生涯スポーツ演習I																
単位互換科目		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																
必修科目		※情報技術入門																
ゼミナール		初年次演習				基礎演習I				演習IIおよび論文				演習III				
選択科目A類		特別演習I				特別演習II				特別演習III				特別演習IV				
選択科目B類		特別演習I				特別演習II				特別演習III				特別演習IV				
関連教育科目		特別演習I				特別演習II				特別演習III				特別演習IV				
		他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目																
		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																

(注) [ ]内は今年度休講。

《卒業要件》

(1)共通教育科目	{	総合教養科目	{	人文科学…………… 4 単位以上	}	計20単位以上	
				社会科学…………… 4 単位以上			
				自然科学…………… 6 単位以上			
				総合系列科目			
				学修基盤科目			
				}			
(1)共通教育科目	{	外国語科目	{	第1外国語…………… 8 単位以上	}	8 単位以上	
				第2外国語			
				保健体育科目…………… 4 単位			
				単位互換科目			
				}			
				総計128単位以上			
(2)専門教育科目	{	必修科目…………… 16単位	}	計66単位以上			
		選択科目A類			{	1・2年次科目…………… 12単位以上	
					{	3・4年次科目…………… 8 単位以上	
		ゼミナール					
		選択科目B類					
経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)							
				}			
(3)自由履修単位	{	共通教育科目	}	計30単位以上			
		専門教育科目					
		関連教育科目					

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次																																			
		授業科目				授業科目				授業科目				授業科目																							
共通教育科目	総合教養科目	人文科学		社会科学		自然科学		総合系列科目		学修基盤科目		人文科学		社会科学		自然科学		総合系列科目		学修基盤科目																	
		哲倫日東外中	理本洋史	学A	2	哲倫日東外中	理本洋史	学A	2	数物理の	新し自然	学A	2	法政商	治育理	学A	2	法政商	治育理	学A	2	論宗本	理教通	学A	2	論宗本	理教通	学A	2								
		学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2						
		学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2	学A	2						
		第1年次				第2年次				第3年次				第4年次																							
		授業科目				授業科目				授業科目				授業科目																							
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI		1	※インターメディアイト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュI		1	※フレッシュマン・イングリッシュII		1	※インターメディアイト・イングリッシュII	1	アドバンスト・イングリッシュII		1	※フレッシュマン・イングリッシュIII		1	※インターメディアイト・イングリッシュIII	1	アドバンスト・イングリッシュIII		1	※フレッシュマン・イングリッシュIV		1	※インターメディアイト・イングリッシュIV	1	アドバンスト・イングリッシュIV		1				
		海外英語研修		2	海外英語研修		2	海外英語研修		2	海外英語研修		2	海外英語研修		2	海外英語研修		2	海外英語研修		2	海外英語研修		2	海外英語研修		2	海外英語研修		2	海外英語研修		2			
	第2	[ドイ ツ語 I A	2	[ドイ ツ語 II A	2	[ドイ ツ語 III A	2	[ドイ ツ語 IV A	2	[ドイ ツ語 V A	2	[ドイ ツ語 VI A	2	[ドイ ツ語 VII A	2	[ドイ ツ語 VIII A	2	[ドイ ツ語 IX A	2	[ドイ ツ語 X A	2	[ドイ ツ語 XI A	2	[ドイ ツ語 XII A	2	[ドイ ツ語 XIII A	2	[ドイ ツ語 XIV A	2	[ドイ ツ語 XV A	2	[ドイ ツ語 XVI A	2	[ドイ ツ語 XVII A	2	[ドイ ツ語 XVIII A	2
		[フ ラン ス語 I A	2	[フ ラン ス語 II A	2	[フ ラン ス語 III A	2	[フ ラン ス語 IV A	2	[フ ラン ス語 V A	2	[フ ラン ス語 VI A	2	[フ ラン ス語 VII A	2	[フ ラン ス語 VIII A	2	[フ ラン ス語 IX A	2	[フ ラン ス語 X A	2	[フ ラン ス語 XI A	2	[フ ラン ス語 XII A	2	[フ ラン ス語 XIII A	2	[フ ラン ス語 XIV A	2	[フ ラン ス語 XV A	2	[フ ラン ス語 XVI A	2	[フ ラン ス語 XVII A	2	[フ ラン ス語 XVIII A	2
保健体育科目		※生涯スポーツ演習I		1	※生涯スポーツ演習II		1	※生涯スポーツ演習III		1	※生涯スポーツ演習IV		1	※生涯スポーツ演習V		1	※生涯スポーツ演習VI		1	※生涯スポーツ演習VII		1	※生涯スポーツ演習VIII		1	※生涯スポーツ演習IX		1	※生涯スポーツ演習X		1	※生涯スポーツ演習XI		1			
単位互換科目		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																																			
必修科目		※経済学入門				4	※マクロ経済学				4	※情報技術入門				4	※基礎数理入門				4																
専門教育科目	選択科目A類	ベンチャー起業論A	4	産業ケーススタディA	4	産業組織論A	2	回遊地域イノベーション論A	2																												
		ベンチャー起業論B	4	産業ケーススタディB	4	産業組織論B	2	回遊地域イノベーション論B	2																												
		[ベンチャー起業論C]	4	[産業ケーススタディC]	4	企業意思決定論A	2	[地域分析論A]	2																												
		[ベンチャー起業論D]	4	[産業ケーススタディD]	4	企業意思決定論B	2	[地域分析論B]	2																												
		産業戦略論A	4	ベンチャーインターンシップA	2	九州経済論A	2	地域域政策論A	2																												
		産業戦略論B	4	ベンチャーインターンシップB	2	九州経済論B	2	地域域政策論B	2																												
		[産業戦略論C]	4	ベンチャーインターンシップC	2	人間関係論A	2	社会調査論A	2																												
		[産業戦略論D]	4	ベンチャーインターンシップD	2	人間関係論B	2	社会調査論B	2																												
		[地域経済入門]	2	起業戦略論A	2	[オペレーションズリサーチI]	2	社会モデル解析論A	2																												
		[地域イノベーション演習A]	2	起業戦略論B	2	[オペレーションズリサーチII]	2	社会モデル解析論B	2																												
[地域イノベーション演習B]	2	情報と産業	2	ゲーム理論A	2	情報ビジネス論A	2																														
[地域イノベーション演習C]	2	意思決定理論A	2	ゲーム理論B	2	情報ビジネス論B	2																														
[地域イノベーション演習D]	2	意思決定理論B	2	ベンチャーワークショップA	2																																
[地域イノベーション演習E]	2	[企業システム論A]	2	ベンチャーワークショップB	2																																
[地域イノベーション演習F]	2	[企業システム論B]	2																																		
[地域イノベーション演習G]	2	オペレーションズリサーチI A	2																																		
[地域イノベーション演習H]	2	オペレーションズリサーチI B	2																																		
		実践ビジネス英語A	4	実践ビジネス英語B	4																																
		[実践ビジネス英語C]	4	[実践ビジネス英語D]	4																																
		経済学のための解析入門	2	経済学のための線形代数入門	2																																
		経済学のための確率入門	2	経済学のための統計入門	2																																
		データサイエンスA	2	データサイエンスB	2																																
		社会調査入門	2	情報ビジネス入門	2																																
		インターネットビジネス	2	フィールド研究A	2																																
		フィールド研究B	2	フィールド研究C	2																																
		フィールド研究D	2	情報システム演習A	2																																
		情報システム演習B	2																																		
ゼミナール		初年次演習	2	基礎演習I	2	演習Iおよび論文	2	演習III	2																												
選択科目B類	日本経済論A	2	特別演習I	4	時事経済論	4	プロジェクト研究	4																													
	日本経済論B	2	特別演習II	4	経済学ワークショップA	2																															
	経済思想史A	2	英書講義I	2	経済学ワークショップB	2																															
	経済思想史B	2	英書講義II	2	経済学ワークショップC	2																															
	情報社会と情報倫理	2	情報社会と経済	2	経済学ワークショップD	2																															
	海外研究者特別講義I A	2	海外研究者特別講義I B	2	経済学ワークショップE	2																															
	海外研究者特別講義I B	2	海外研究者特別講義I C	2	経済学ワークショップF	2																															
	海外研究者特別講義I C	2	海外研究者特別講義I D	2	経済学ジョイントコースA	2																															
	海外研究者特別講義I D	2	インターンシップA	2	経済学ジョイントコースB	2																															
	海外研究者特別講義II A	2	インターンシップB	2	海外研究者特別講義II A	2																															
海外研究者特別講義II B	2	インターンシップC	2	海外研究者特別講義II B	2																																
海外研究者特別講義II C	2	インターンシップD	2																																		
簿記入門	2	会計学総論	2	債権総論	4																																
簿記入門	2	財務学総論	2	債権総論	4																																
簿記入門	2	交通経済学	2	労働法	4																																
簿記入門	2	交際経済学	2	労働法	4																																
簿記入門	2	保険論	2	企業取引法	2																																
簿記入門	2	債権	4	企業取引法	2																																
簿記入門	2	債権	4	経済法	4																																
簿記入門	2	債権	4	知的財産法	4																																
簿記入門	2	債権	4																																		
他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																																			

(注) [ ]内は今年度休講。

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 6 単位以上	
		総合系列科目	
		学修基盤科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	8 単位以上
		第2外国語	
		保健体育科目…………… 4 単位	
		単位互換科目	
			総計128単位以上
(2)専門教育科目	必修科目…………… 16単位	計66単位以上	
	選択科目A類		1・2年次科目…………… 12単位以上
			3・4年次科目…………… 8 単位以上
	ゼミナール		
	選択科目B類		
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)	
(3)自由履修単位	共通教育科目	計30単位以上	
	専門教育科目		
	関連教育科目		

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)
2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。





《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上	}	
		社会科学…………… 4 単位以上			
		自然科学…………… 6 単位以上			
		総合系列科目			
(1)共通教育科目	外国語科目	第1 外国語…………… 8 単位以上	8 単位以上	}	
		第2 外国語			
		保健体育科目…………… 4 単位			
		単位互換科目			
(2)専門教育科目					
(企画戦略コース)					
		必修科目……………16単位	計66単位以上	}	総計128単位以上
	コース別選択科目	自コース2年次科目(※1)…………… 8 単位以上			
		自コース3・4年次科目(※1)……………12単位以上			
		他コース選択科目(※2)			
		ゼミナール			
		選択科目			
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注2)			
(社会システム分析コース)					
		必修科目……………16単位	計66単位以上	}	
	コース別選択科目	自コース2年次科目(※1)…………… 8 単位以上			
		自コース3・4年次科目(※1)……………12単位以上			
		他コース選択科目(※2)			
		ゼミナール…………… 8 単位			
		選択科目			
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目			
(3)自由履修単位	共通教育科目		計30単位以上	}	
	専門教育科目				
	関連教育科目				

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 企画戦略コースの学生が、専門教育科目の卒業に必要な単位数(計66単位以上)に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。(16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。)

3. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修  
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次												
		授業科目			授業科目			授業科目			授業科目			
		科目	単位	学	科目	単位	学	科目	単位	学	科目	単位	学	
共通教育科目	総合教養科目	哲倫日東外中	2	A	哲倫日東外中	2	B	論宗本西日西	2	A	論宗本西日西	2	B	
		理本洋史通	2	A	理本洋史通	2	B	論教史通	2	A	論教史通	2	B	
		学学A/A/A/A/A/A/A/A/A/A/A/A	2	A	学学B/B/B/B/B/B/B/B/B/B/B/B	2	B	学学A/A/A/A/A/A/A/A/A/A/A/A	2	A	学学B/B/B/B/B/B/B/B/B/B/B/B	2	B	
	社会科学	法政商教地文	2	A	法政商教地文	2	B	日政社教心	2	A	法政社地心	2	B	
		治育理人	2	A	治育理人	2	B	本国会憲法	2	A	法律学概論	2	B	
		学学A/A/A/A/A/A/A/A/A/A/A/A	2	A	学学B/B/B/B/B/B/B/B/B/B/B/B	2	B	学学A/A/A/A/A/A/A/A/A/A/A/A	2	A	学学B/B/B/B/B/B/B/B/B/B/B/B	2	B	
	自然科学	数物化理の地球	2	A	数物化理の地球	2	B	統計環境科学	2	A	物理科学入門	2	B	
		学学A/A/A/A/A/A/A/A/A/A/A/A	2	A	学学B/B/B/B/B/B/B/B/B/B/B/B	2	B	学学A/A/A/A/A/A/A/A/A/A/A/A	2	A	学学B/B/B/B/B/B/B/B/B/B/B/B	2	B	
		学学A/A/A/A/A/A/A/A/A/A/A/A	2	A	学学B/B/B/B/B/B/B/B/B/B/B/B	2	B	学学A/A/A/A/A/A/A/A/A/A/A/A	2	A	学学B/B/B/B/B/B/B/B/B/B/B/B	2	B	
	総合系列科目	[人地口文]	2	A	[人地口文]	2	B	[生命倫理と医療技術]	2	A	[国際化と日本]	2	B	
[アカデミックスキル]		2	A	[アカデミックスキル]	2	B	[情報と社会]	2	A	[アカデミックスキル]	2	B		
外国語科目	第1	※フレッシュマン	1	I	※フレッシュマン	1	I	アドバンスト	1	I	アドバンスト	1	I	
		※フレッシュマン	1	II	※フレッシュマン	1	II	アドバンスト	1	II	アドバンスト	1	II	
	第2	[ドイ]	2	A	[ドイ]	2	B							
		[ツラ]	2	A	[ツラ]	2	B							
		[フラ]	2	A	[フラ]	2	B							
		[中ロ]	2	A	[中ロ]	2	B							
		[シベ]	2	A	[シベ]	2	B							
		[朝鮮]	2	A	[朝鮮]	2	B							
	保健体育科目	※生涯スポーツ	1	I	※生涯スポーツ	1	I							
	単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目												
専門教育科目	必修科目	※経済学入門	4	A	※経済学入門	4	A							
		※経済学分析	2	B	※経済学分析	2	B							
	コース別選択科目	企画戦略コース	情報と産業	2	A	情報と産業	2	B	産業組織論	2	A	ベンチャーワークショップA	2	B
			[企業システム論]	2	A	[企業システム論]	2	B	企業意思決定論	2	A	[ベンチャーワークショップC]	2	B
			[企業社会学]	2	A	[企業社会学]	2	B	[産業心理学A]	2	A	[ベンチャーワークショップD]	2	B
			[オペレーション]	2	A	[オペレーション]	2	B	[産業心理学B]	2	A	[産業技術論A]	2	B
		社会システム分析コース	社会システム分析の基礎	2	A	社会システム分析の基礎	2	B	消費行動分析	2	A	演習IVおよび習	2	B
			社会システム分析の基礎	2	A	社会システム分析の基礎	2	B	都市システム論	2	A	演習III	2	B
			社会システム分析の基礎	2	A	社会システム分析の基礎	2	B	都市発見科学論	2	A	演習IV	2	B
			社会システム分析の基礎	2	A	社会システム分析の基礎	2	B	都市発見科学論	2	A	演習III	2	B
ゼミナール	企画戦略コース	2	A	企画戦略コース	2	B	演習II	2	A	演習IV	2	B		
	社会システム分析コース	2	A	社会システム分析コース	2	B	演習II	2	A	演習IV	2	B		
選択科目	選択科目	[産経経論]	2	A	[産経経論]	2	B	特別演習I	4	A	時事経済論	2	A	
		[産経経論]	2	A	[産経経論]	2	B	特別演習II	4	A	経済学ワークショップA	2	B	
		[産経経論]	2	A	[産経経論]	2	B	特別演習III	4	A	経済学ワークショップB	2	B	
		[産経経論]	2	A	[産経経論]	2	B	特別演習IV	4	A	経済学ワークショップC	2	B	
		[産経経論]	2	A	[産経経論]	2	B	特別演習V	4	A	経済学ワークショップD	2	B	
		[産経経論]	2	A	[産経経論]	2	B	特別演習VI	4	A	経済学ワークショップE	2	B	
		[産経経論]	2	A	[産経経論]	2	B	特別演習VII	4	A	経済学ワークショップF	2	B	
		[産経経論]	2	A	[産経経論]	2	B	特別演習VIII	4	A	経済学ワークショップG	2	B	
		[産経経論]	2	A	[産経経論]	2	B	特別演習IX	4	A	経済学ワークショップH	2	B	
		[産経経論]	2	A	[産経経論]	2	B	特別演習X	4	A	経済学ワークショップI	2	B	
関連教育科目	関連教育科目	簿記入門	2	A	簿記入門	2	B	行働法	4	A	民法	4	A	
		簿記入門	2	A	簿記入門	2	B	行働法	4	A	民法	4	A	
		簿記入門	2	A	簿記入門	2	B	行働法	4	A	民法	4	A	
		簿記入門	2	A	簿記入門	2	B	行働法	4	A	民法	4	A	
		簿記入門	2	A	簿記入門	2	B	行働法	4	A	民法	4	A	
		簿記入門	2	A	簿記入門	2	B	行働法	4	A	民法	4	A	
		簿記入門	2	A	簿記入門	2	B	行働法	4	A	民法	4	A	
		簿記入門	2	A	簿記入門	2	B	行働法	4	A	民法	4	A	
		簿記入門	2	A	簿記入門	2	B	行働法	4	A	民法	4	A	
		簿記入門	2	A	簿記入門	2	B	行働法	4	A	民法	4	A	
他学部(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目														

(注) [ ]内は今年度休講。

**令和2年度入学生(20台)**

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。



- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
  - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。  
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。



- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- 2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

- 3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。  
(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。  
(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

- 2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。  
(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。  
(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。  
(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成31年度入学生 (19台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。



- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
  - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。  
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。



2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含

め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成30年度入学生 (18台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。



- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
  - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。  
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。



2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科

目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は

20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成29年度入学生 (17台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。



- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。



- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
- (2) 物理数学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
- (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
- (2) 物理数学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。

- (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。
- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、

3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

(1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合

(2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。



平成28年度入学生 (16台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。

ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。



- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、2年以上在学し、次の各号に定める授業科目の単位を修得していなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
  - (2) フランス語学科の学生は、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- 第6条の2 法学部法律学科の学生は、法律特修プログラムを履修することができる。
- 2 法律特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。法律特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。
- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

## VI. 諸 規 程

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
  - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
  - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- 第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。
- 2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。
- 3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。
- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
  - (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
  - (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。
- 第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。

この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

(3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。



ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ、教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合。
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く）について、登録の変更、追加、削除をする場合。

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は、年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取止めることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。



平成27年度入学生 (15台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第1号又は第6条の4第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
  - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第2号・3号又は第6条の4第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
  - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第4号又は第6条の4第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、次に掲げる科目の単位を修得していなければ、以下の特定科目の登録を行うことはできない。

(1) ドイツ語学科の学科履修における条件

「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」及び各講読(3・4年次科目)を履修する者は、1年次の「ドイツ語ⅠA」(2単位)及び「ドイツ語ⅠB」(2単位)を修得していなければならない。

第6条の2 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この条において「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科

目について64単位以上。

- (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
  - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の5 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- 2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。
- 3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。
  - (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
  - (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
  - (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の6 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については14単位、合計49単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、47単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

- 2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。
  - (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列



科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。
- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の7 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単

位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

(1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合

(2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の4、工学部は第5条と第6条の5、薬学部は第5条と第6条の7）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。



## 平成26年度入学生（14台）

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。（学則第32条参照）

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次38単位、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が78単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が118単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超え

てはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第1号又は第6条の4第2項第1号に該当する者は46単位まで履修することができる。

- (2) 物理科学科、化学科及び地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各54単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第2号・3号・4号又は第6条の4第2項第2号・3号・4号に該当する者は54単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として50単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次35単位、第4年次36単位、第5年次36単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、次に掲げる科目の単位を修得していなければ、以下の特定科目の登録を行うことはできない。

(1) ドイツ語学科の学科履修における条件

「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」及び各講読(3・4年次科目)を履修する者は、1年次の「ドイツ語ⅠA」(2単位)及び「ドイツ語ⅠB」(2単位)を修得していなければならない。

第6条の2 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この条において「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次必修科目11単位並びに第2年次科目8単位を含む24単位以上。
- (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は第2年次までの選択必修実験科目の10単位以上を含み、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (4) 地球圏科学科の学生は、第2年次までの全実験科目8単位を含み、共通教育科目及び専門教育科目について70単位以上。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の単位を修得していなければ、以下の第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(1) 応用数学科応用数学コースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目25単位、第3年次の選択必修科目16単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。ただし、選択必修科目16単位のなかには、第2群科目6単位以上を含まなければならない。

社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目27単位、第3年次の選択必修科目12単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目、物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は第3年次までの選択必修実験科目の12単位以上、第3年次の必修とする系別全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

(4) 地球圏科学科の学生は、選択必修とする実験科目（A・B・C群のいずれかの科目群）の8単位及び第3年次までの外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

第6条の5 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科、社会デザイン工学科は20単位まで、建築学科は18単位までとする。

第6条の6 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については14単位、合計49単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、47単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。



- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。
- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の7 薬学部の学生は、第1年次から第5年次のそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より10単位、第1外国語より2単位、単位互換科目を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次科目より17単位以上、合計35単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、合計18単位以上の修得を以って足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、外国語科目より第1外国語6単位、単位互換科目を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、計48単位以上、合計74単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計26単位以上の修得を以って足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、計74単位以上、合計102単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目25単位以上、計99単位以上、合計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目25単位以上、5年次科目34単位、計133単位以上、合計161単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合



- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の4、工学部は第5条と第6条の5、薬学部は第5条と第6条の7）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成25年度入学生 (13台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次38単位、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が78単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が118単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超え

てはならない。ただし、学科履修規程第6条の3第1項第1号又は第6条の3第2項第1号に該当する者は46単位まで履修することができる。

- (2) 物理科学科、化学科及び地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各54単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の3第1項第2号・3号・4号又は第6条の3第2項第2号・3号・4号に該当する者は54単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として50単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次35単位、第4年次36単位、第5年次36単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、次に掲げる科目の単位を修得していなければ、以下の特定科目の登録を行うことはできない。

(1) ドイツ語学科の学科履修における条件

「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」及び各講読(3・4年次科目)を履修する者は、1年次の「ドイツ語ⅠA」(2単位)及び「ドイツ語ⅠB」(2単位)を修得していなければならない。

第6条の2 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム(以下「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次必修科目11単位並びに第2年次科目8単位を含む24単位以上。
  - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
  - (3) 化学科において、化学コースの学生は第2年次までの選択必修実験科目の10単位以上を含み、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
  - (4) 地球圏科学科の学生は、第2年次までの全実験科目8単位を含み、共通教育科目及び専門教育科目について70単位以上。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の単位を修得していなければ、以下の第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(1) 応用数学科応用数学コースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目25単位、第3年次の選択必修科目16単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。ただし、選択必修科目16単位のなかには、第2群科目6単位以上を含まなければならない。

社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目27単位、第3年次の選択必修科目12単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をす

ることはできない。

- (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目、物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は第3年次までの選択必修実験科目の12単位以上、第3年次の必修とする系別全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、選択必修とする実験科目（A・B・C群のいずれかの科目群）の8単位及び第3年次までの外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

第6条の4 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
- (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科、電子情報工学科、化学システム工学科、社会デザイン工学科は20単位まで、建築学科は18単位までとする。

第6条の5 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については14単位、合計49単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、47単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次



の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の6 薬学部の学生は、第1年次から第5年次のそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より10単位、第1外国語より2単位、単位互換科目を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次科目より17単位以上、合計35単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、合計18単位以上の修得を以って足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、外国語科目より第1外国語6単位、単位互換科目を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、計48単位以上、合計74単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計26単位以上の修得を以って足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、計74単位以上、合計102単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目25単位以上、計99単位以上、合計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目25単位以上、5年次科目34単位、計133単位以上、合計161単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

### 第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。  
受講人員は20人を原則とする。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

### 卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の3、工学部は第5条と第6条の4、薬学部は第5条と第6条の6）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。